

平成30年度 勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会

1. 会長・副会長の選出

2. 会議次第

(1) 平成30年7月豪雨の被害

(2) 葛籠城跡地区の現地視察

(3) 史跡の活用業務

(4) 史跡の保全管理業務

■日時 平成31年2月5日(火) 13時30分

■会場 鳥栖市役所 1階第1会議室

鳥栖市教育委員会

勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	専門分野	所属	備考
市村 高男	中世史	大阪産業大学教授	再任
薛 孝夫	植生誘導 森林生態	西日本短期大学教授	再任
磯村 幸男	文化財行政	元文化庁主任調査官	再任
堀本 一繁	中世史	福岡市博物館学芸員	再任
才田 良美	地元代表	勝尾城史跡を守る会会長	再任
岡寺 良	考古学	九州歴史資料館学芸員	再任
末次 大輔	土木工学	佐賀大学准教授	新任

○任期 平成30年7月1日～平成32年6月30日(2年間)

1. 平成30年7月豪雨の被害

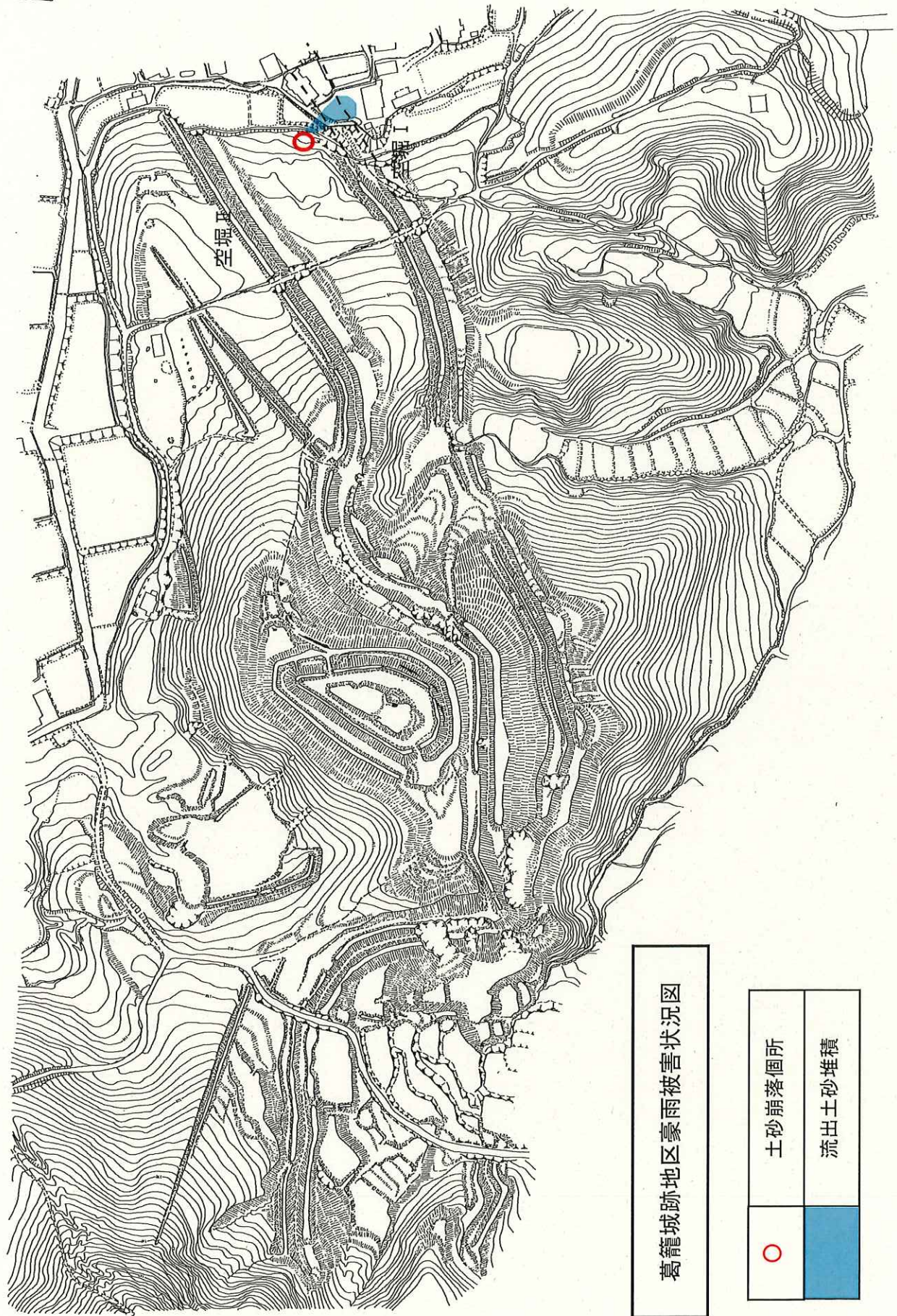
(1) 被害状況と対応措置 (別添図参照)

箇所	被害状況	対応措置
1	葛籠城跡の南側空堀 I の東端部付近で、土砂崩落 (長軸約 12m、短軸約 6m) が発生。農業用水路が崩壊、隣接する民家の敷地内 (史跡外) に大量の土砂と雨水が流入、民家の石垣の一部が損壊。	被災後の天候状況で、隣接する民家に土砂が再び流入する可能性が高いため、(生活者の生命・財産の安全確保)、国・県と協議を行い、被災地の土砂や礫、倒木の除去を行い、大型土嚢による土留め、農業用水路の復旧を行った。 【工事期間】 平成 30 年 7 月 25 日～11 月 30 日
2	史跡中央の市道 (四阿屋・筑紫神社線) の北に隣接する山林の法面が崩壊 (約 10m 四方)、市道上に土砂が堆積して一時通行止めとなる。 また、道路付帯施設の落石防止柵とガードレールが損壊。	土砂が崩落し道路全面を塞いだ土砂の撤去と道路上に土砂が流れ込まないように大型土嚢を設置した。 損壊したガードレールの修理を行う。 なお、山林地は私有地のため、本格的な復旧工事は未定。
3	勝尾城の主郭南約 150m 付近の狭長な谷部 (溪流) で土石流が発生。土砂、礫、立木が流出、その下を走る広域基幹林道上に堆積、約 200m 以上にわたって被害を受ける。	広域基幹林道の勝尾トンネル西口以西は土砂が山積しているため、現在も通行止め。 復旧工事は、平成 31 年度に実施予定。
4	筑紫氏館跡北側の溪流上流部から雨水とともに土砂が流れ込み堆積した。勝尾城 (城山) の登り口にあたる広場が、雨水で地盤浸食される。	溪流上流部から流れた堆積土砂の除去と、勝尾城の登り口の広場を浸食し陥没した箇所に、土嚢の充填と真砂土を敷設の復旧措置は終了。

(2) 葛籠城跡地区の防災対策について

今回、豪雨被害を受けたことから、今後の自然災害に対する防災対策の検討を進め、適切な史跡の保存管理と整備活用に務めたい。

2. 葛籠城跡地区の現地視察



空堀

葛籠城跡地区豪雨被害状況図

○	土砂崩落個所
■	流出土砂堆積

葛籠城



被害箇所（白破線）



復旧前（東から）



復旧後（南から）

3. 史跡の活用業務

(1) ワークショップの開催 (別添資料参照)

(2) 葛籠城跡の山林育成と山林資源活用イベントの開催

NPO法人九千部クラブと共同で、「県民参加の森林づくり事業」(農林補助)で葛籠城地区内の人工林に侵入する孟宗竹の伐採体験と伐採した木竹を利用して竹細工づくりを行い、山城跡を見学する。平成30年度から4か年計画で、年3回実施する。

	開催日	内容	参加者	備考
1	10月14日(日)	竹の貯金箱づくり	17名	大人11名 子供6名
2	12月23日(日)	門松づくり	11名	大人7名 子供4名
3	2月10日(日)	竹のプランターづくり、鉛筆づくり、シイタケ菌打	未開催	現在18名の 申し込み有



竹の伐採体験



貯金箱づくり



貯金箱づくり



門松づくり

(3) 史跡見学会の開催（年2回）

	開催日	見学コース	参加者	備考
春	4月22日（日）	勝尾城コース 四阿屋神社～館跡～勝尾城	67名	バスコース 登山コース
秋	11月25日（日）	葛籠城コース 四阿屋神社～町屋跡～葛籠城	40名	



(ア) 春の見学会（勝尾城の伝物見岩）



(イ) 春の見学会（林道の勝尾大橋から鬼ヶ城）



(ウ) 秋の見学会（葛籠城の石垣）



(エ) 秋の見学会（惣構の空堀）

(4) 市立図書館郷土資料コーナー常設展示の開催（期間：4月1日～7月4日）

「勝尾城筑紫氏遺跡—よみがえる戦国時代の山城と城下町跡—」



4 史跡の保全管理業務

(1) 勝尾城及び葛籠城の伐採・下草刈・倒木の処理

※勝尾城史跡を守る会に委託（年4回実施）



勝尾城の管理状況（主郭部）



葛籠城の管理状況（空堀Ⅱ）

(2) 葛籠城跡地区の樹木（危険木）伐採 ※業者に委託



葛籠城の東端部の空堀Ⅰに付近に倒木の恐れがある危険木を伐採予定。

(3) 葛籠城跡地区の案内板設置



葛籠城内に誘導標識等を3か所設置

勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、勝尾城筑紫氏遺跡の調査、保存、整備計画について検討、協議、並びにその促進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は考古学・歴史学・環境整備その他の学識経験を有する者並びに地元代表のうちから鳥栖市教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。

(会並びに会長、副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

4 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席をもって開催する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、鳥栖市教育委員会教育長が召集する。

(臨時委員)

第6条 委員会に専門的な事項を調査研究させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の委嘱については、第3条第2項の規定を準用する。

3 臨時委員は専門的な事項の調査が終了したときをもって職を解くものとする。

(聴聞)

第7条 調査、保存、整備事業を推進するために必要に応じ、委員会に文化庁の職員及び佐賀県の職員を招聘、意見を聴くものとする。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、鳥栖市教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

附 則

この要綱は、平成6年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月19日から施行する。